

互助組合掛金の返還について（お詫び）

当互助組合の運営に関しまして、平素から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

臨時的任用職員については、加入申込書の提出により当互助組合に加入いただいているところですが、この度、当方の事務処理の誤りにより、当互助組合への加入申込書の提出がないにもかかわらず、給与から掛金を徴収する事案が生じていたことが判明しました。

つきましては、対象者の方々に、速やかに、当方から連絡を差し上げるとともに、誤って徴収した掛金について返還するよう対応させていただきます。

なお、本件に関し、不明な点等がございましたら、下記の連絡先へお問い合わせください。

関係の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

《本件誤徴収事案について》

- 1 誤徴収の期間
令和3年7月～令和6年10月
- 2 誤徴収の対象者（掛金返還の対象者）
臨時的任用職員 144人
- 3 返還の時期
令和6年11月19日（火）

令和6年11月15日

一般財団法人広島県教育職員互助組合

（連絡先）

電話：(082) 228-1386